

## 新型コロナウイルスの影響を受ける事業主対象の 雇用調整助成金が拡充され、要件が緩和されました

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。外国人技能実習生も雇用保険被保険者となりますので、助成の対象となります。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページや、管轄の労働局・ハローワークにてご確認ください。

※また、企業の都合により従業員を休業させた場合（受注量の低下による休業、コロナウイルス感染の疑いがある※発熱症状等があった従業員に、解熱後も自宅待機を命じた場合等）は、休業手当の支払い（平均賃金額の60%以上）が必要となります。ご注意ください。

## 10万円一律支給の特別定額給付金受取について

総務省は、新型コロナウイルス感染症による経済対策として、【特別定額給付金】に関する概要や申請方法を発表しました。特別定額給付金の補正予算案は、30日にも成立する見通しとなっているようです。

定額給付金の給付対象者は、基準日（2020年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方で、3ヵ月を超える在留資格のある外国人も対象となります。

※実習生は、3ヵ月を超える在留資格を持っていますので、対象となります。但し、既に在留期限を過ぎ、出国の為の【特定活動】に切り替えた実習生は対象外となるようです。

申請用紙は、各市区町村から郵送される為、到着日は居住地域により若干の差が出るようですが、もし実習生宿舍と同じ市区町村にお住まいの従業員の方がいらっしゃいましたら、書類到着後、実習生にもお声がけ頂くようお願い致します。

申請書の基本的な記入方法は組合にて指導致します。

但し、添付書類（振込通帳のコピー・身分証（在留カード）のコピー）申請書送付前の確認等につきましては、各企業様にお手伝い願いたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。

※また、昨年2月以降に新規で口座開設した実習生は、在留期限（1年）が過ぎると口座が停止され、銀行から新たな在留カードのコピー提出を求められる場合があるようです。もし、企業宛に実習生の給与振込口座に関して、上記の問い合わせがあった場合は、ご対応をお願い致します。